平成２３年（フ）第３１１４号
横浜市旭区白根３丁目16番14号
破産者　株式会社ビリーブ
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６６号
岐阜県羽島郡岐南町徳田２丁目15番地の１
破産者　棚橋　浩幸
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６２０号
静岡県牧之原市坂部400番地の１
破産者　株式会社静岡タイシン
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号
京都市中京区四条通大宮西入錦大宮町115番地３
破産者　京都シスコム株式会社
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
島根県雲南市大東町南村423番地
破産者　総合センターはなやこと　持田　　郁
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９号
徳島県三好市池田町シマ941番地１、商業登記簿上の本店所在地徳島県三好市池田町サラダ1801番地８
破産者　リバイバルインターナショナル合同会社
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第４５０号
高知市浦戸822番地59
破産者　株式会社オーシャンラック
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６３７号
高知市はりまや町２丁目１番17号
破産者　豊寿建設有限会社
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９１号
鹿児島県鹿児島市東佐多町2538番地１
破産者　有限会社レグルス
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３６号
秋田県大館市東台２丁目６番５号
破産者　畠山　芳明
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１４１号
山形市七日町４丁目15番38号
破産者　阿部　俊三
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４５号
川崎市麻生区王禅寺西５丁目４番10―202号
破産者　横山　　哲
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５５号
川崎市高津区千年新町22番地　ＬＭ武蔵新城緑園の街壱番館417
破産者　矢田　　実
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９９号
川崎市宮前区馬絹1035番地　ハイツＴ＆Ｃ101、前住所川崎市宮前区馬絹1319番地　吉田荘201
破産者　砂押　章子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４６９号
福岡市中央区今川２丁目14番10号、前住所福岡市中央区鳥飼１丁目８番10―303号
破産者　久米　美宏
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０５７号
仙台市泉区北中山２丁目15番地の５
破産者　秋谷さおり
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４９号
仙台市青葉区滝道19番12号
破産者　千田　　浩
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７０４号
埼玉県草加市松原１丁目１番６―914号
破産者　小堀　京子
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２７０号
横浜市南区六ツ川２丁目42番地22　メゾンポルテ202
破産者　大野　文子
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５１号
新潟市中央区鏡が岡５―22　鏡が岡社宅402、住民票上の住所新潟県新発田市大伝1232番地
破産者　吉田　守利
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部